

## 平成26年度補正予算による生活衛生資金貸付の制度改正概要

生活衛生関係営業を営む皆様の投資促進や基盤強化を支援するため、平成26年度補正予算（地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策）により、貸付制度を拡充します。

### (1) 生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の改善

#### 貸付条件の拡充

- 最近において利益率等が減少している方が必要な運転資金について、貸付利率の引下げ
- ✓ 貸付利率：基準利率—0.2%（小規模事業者※の場合、基準利率—0.4%）  
一時的に業況が悪化している方が公庫等の定期的な経営指導を受ける場合の貸付利率の引下げと併用ができる、最大で基準利率—0.8%となります。

※「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が5人（旅館業及び興行場営業にあっては20人）以下の企業のことを言います。

### (2) 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設

#### ○生活衛生関係営業の創業者に対する融資制度を創設

ご利用いただける方	生活衛生関係営業を創業しようとする方 または創業して概ね7年以内の方	
	振興計画認定組合の組合員の方	左記以外の方※1
ご融資限度額	振興事業貸付の融資限度額 〔設備資金 1億5,000万円～7億2,000万円〕 〔運転資金 5,700万円〕	一般貸付の融資限度額 〔設備資金 7,200万円～4億8,000万円〕
ご返済期間	設備資金 18年以内 (特に必要な場合 20年以内) 運転資金 5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	設備資金 15年以内 (特に必要な場合 20年以内)
据置期間	設備資金 3年以内 運転資金 1年以内	設備資金 3年以内
利率	○設備資金 - 基準利率 - 振興特利設備は特別利率C※2 ○運転資金 - 基準利率※2 - 標準営業約款登録営業者は特別利率A※2 ○設備資金、運転資金 - 女性、30歳未満または55歳以上の方は特別利率A（ただし、設備資金の土地に係る資金は除く。）	○設備資金 - 基準利率 - 女性、30歳未満または55歳以上の方は特別利率A（ただし、土地に係る資金は除く。）

※1 女性、30歳未満若しくは55歳以上の方または雇用の創出や勤務要件等、一定の要件を満たす方が対象となります。

※2 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます。

### (3) 振興事業貸付・一般貸付の改善

#### 貸付条件の拡充

- 女性従業員の雇用環境等の改善に努める方の貸付利率の引下げ
- ✓ 貸付利率：次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみんマーク）を受けた方が必要な資金については特別利率B 等

### (4) 創業支援貸付利率特例制度の創設

- 創業前または創業後1年以内の方の貸付利率を引下げ
- ✓ 貸付利率：女性、30歳未満の方またはリターン等により地方で創業する方については、各貸付制度等で定められた貸付利率から0.3%、それ以外の方については0.2%引下げ

### (5) 貸付制度の延長

- 防災・環境対策資金（耐震改修関連）の貸付条件に係る特例措置について平成28年3月31日まで取扱期間を延長
- ✓ 貸付利率：特別利率C※  
⇒耐震診断義務付け対象建築物の場合、特別利率C-0.15%※

※ 振興計画認定組合の組合員の方に限ります。

### (6) 担保、保証人を不要とする融資の見直し

- 新創業融資制度の改善
  - ✓ 貸付（据置）期間：各貸付制度に係る貸付（据置）期間に拡充
  - ✓ 対象者要件：女性であって、貸付金残高300万円以内である場合に、対象者要件（勤務要件、修学要件等）を撤廃 等
- 担保を不要とする融資の改善
  - ✓ 貸付（据置）期間：各貸付制度に係る貸付（据置）期間に拡充

（参考）主な特別利率の水準（平成27年2月16日現在、6年返済の場合）

- ◇ 基準利率 = 1.30%～2.50%
- ◇ 特別利率A = 0.90%～2.10%
- ◇ 特別利率B = 0.65%～1.85%
- ◇ 特別利率C = 0.40%～1.60%